



12 2024
December

施行日：令和7年4月1日

改正雇用保険法について

令和6年5月に改正雇用保険法案が国会で可決・成立しました。
先月に引き続き、雇用保険法の改正の概要についてご案内いたします。



施行日：令和7年4月1日

1. 出生後休業支援給付金【新設】

条件：子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合

※配偶者が専業主婦(夫)の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めません。

期間：最大28日間

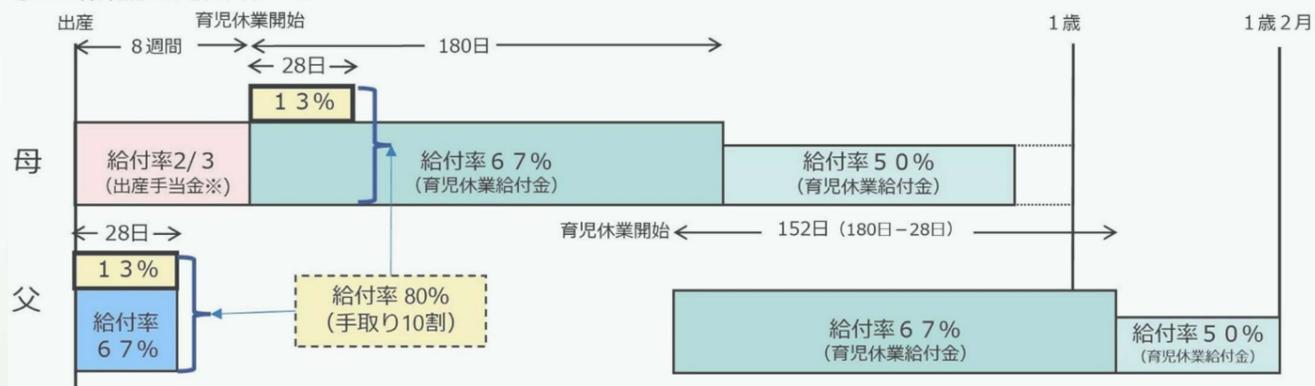
給付額：休業開始前賃金の13%相当額

育児休業給付金とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）へ引き上げ

申請：原則、事業主経由とし、

育児休業給付金の初回申請又は出生時育児休業給付金の申請と兼ねます。

○育児休業給付の給付イメージ



施行日：令和7年4月1日

2. 育児時短就業給付金【新設】

条件：①被保険者が、2歳未満の子を養育するために、短時間勤務をしていること

②以下のA～Cのいずれかに該当すること

A：短時間勤務を開始する前の2年間に、みなし被保険者期間※が、12か月以上あること

B：育児休業給付金を受けていた場合、その育児休業終了後に引き続き育児時短就業をしていること

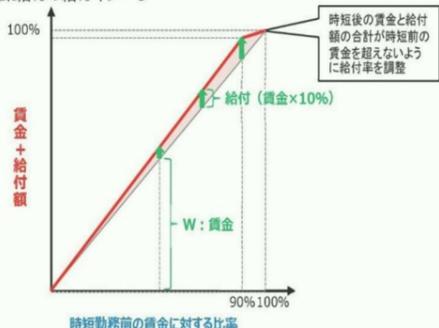
C：出生時育児休業給付金を受けていた場合、その出生時育児休業終了後に引き続き育児時短就業をしていること

※「みなし被保険者期間」とは、育児時短就業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして計算される被保険者期間に相当する期間を指します。

期間：子が2歳未満の間

給付額：時短勤務中に支払われた賃金額の10%

○育児時短就業給付の給付イメージ



3. 高年齢雇用継続給付金【変更】

そもそも 高年齢雇用継続給付金とは…

60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります！

◇令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満(61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は、令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。

※支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

◇対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その時点で被保険者であった期間が5年以上ない方は、その期間が5年を満たすこととなった日）を迎えた方が対象



※令和7年3月31日以前に60歳に達した日

（その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日）を迎えた方は、現行の支給率から変更はありません。

お知らせ

＜筆者：鍋島明子＞

◇令和6年12月2日以降、従来の保険証が廃止されました。

（但し、経過措置として、令和7年12月1日まで使用できます。）

マイナ保険証をお持ちでない方などは、手続きのご依頼の際、資格確認書※の交付をお申し出ください。
※資格確認書とは…マイナ保険証をお持ちでない方が、医療機関を受診するときに提示するカードです。
マイナ保険証については、令和6年9月発行の当事務所からのお知らせを確認願います。

◇賞与支払届提出について

年末年始手当を支給する場合には、賞与支払届が必要になります。

◇年末年始休暇

年末年始休暇は令和6年12月29日から令和7年1月5日までとなります。
ご不便をお掛け致しますが、宜しくお願い致します。

本年も一年間ありがとうございました。

皆様のご厚情に深く感謝を申し上げます。来年も宜しくお願い致します。



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

